

令和8年 富士見町 告示

第 38 号

富士見町利用者支援事業実施要綱をここに公布する。

令和8年3月3日

富士見町長 渡 辺 葉

富士見町利用者支援事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 59 条第 1 号の規定に基づき、子ども又はその保護者の身近な場所で、子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業(以下「事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第 2 条 事業の対象者は、町内に居住する全ての子ども及びその家庭並びに妊産婦等とする。

(実施主体)

第 3 条 事業の実施主体は、富士見町とする。ただし、事業を適切に実施できると町が認めた者へ委託等を行うことができる。急遽

(実施場所)

第 4 条 事業は、次の実施方法及び施設で実施する。

実施方法	施設の名称	所在地
基本型	富士見町子育て支援拠点 (子育てひろば AiAi)	諏訪郡富士見町乙事 1230 番地
こども家庭センター型	富士見町こども家庭センター	諏訪郡富士見町落合 10777 番地

(職員の配置)

第 5 条 基本型については、実施施設 1 か所につき 1 名以上の専任職員を配置するものとする。

2 こども家庭センター型については、センター長、統括支援員、母子保健機能の運営に係る職員、児童福祉機能の運営に係る職員を配置するものとする。

(業務の内容)

第 6 条 事業は、以下の業務を行うものとする。

(1) 基本型

- ア 地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう保護者等の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うこと。
- イ 関係機関との連絡調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見、共有、地域で必要な社会資源の開発に努めること。
- ウ 事業の実施に当たり、地域の子育て支援事業に関する情報について、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス対象者に周知を図るものとする。

エ その他、事業を円滑にするための必要な諸業務を行うものとする。

(2) こども家庭センター型

ア 母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全ての子ども及びその家庭並びに妊産婦等に対する虐待への予防的な対応から個々の家庭の状況に応じた包括的な支援を切れ目なく実施すること。

イ その他、事業を円滑にするための必要な諸業務を行うものとする。

(関係機関等との連携)

第7条 利用者支援事業の実施に当たっては、教育・保育施設、子育て支援事業を提供している者、児童相談所等の地域における保健・医療・福祉に関わる行政機関又は医療機関等と連携を密にし、事業が円滑に行われるよう努めなければならない。

(守秘義務)

第8条 事業に従事する者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び富士見町個人情報保護法施行条例(令和4年富士見町条例第15号)の規定に従い、正当な理由なく、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。